

ID: 785

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第13条の規定による。 (原因者負担金) 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日